

特集

所得税 住民税 の申告

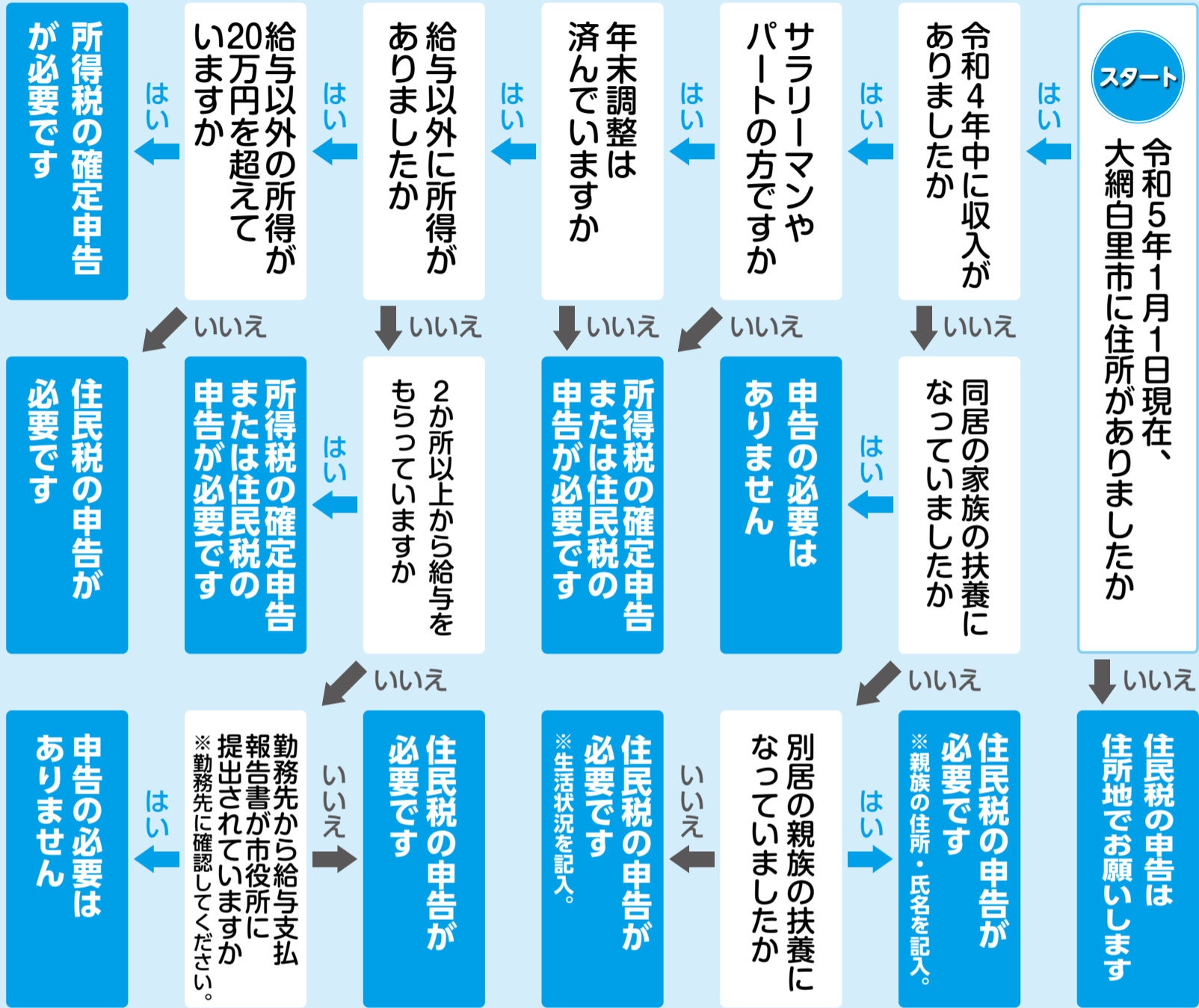
2月16日(木)～3月15日(水) (土・日および祝日を除く)は 申告・相談受付期間

- 所得税の確定申告に関する問い合わせ 東金税務署 ☎0475(52)3121
- 住民税の申告に関する問い合わせ 税務課市民税班 ☎0475(70)0321

※市で行う申告相談会場は、中央公民館1階講堂および農村環境改善センターいずみの里です(農村環境改善センターいずみの里について、2月20日(月)、2月27日(月)、3月6日(月)～3月10日(金)は申告相談を実施しませんので、ご注意ください)。

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？

※この図は一例です。詳細は問い合わせください。



感染症防止対策

◆電子申告または郵送提出のお願い

所得税の確定申告を行う方は、自宅のパソコンやスマートフォンから行う「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式」によるe-Tax申告へのご協力をお願いします。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

◆市の申告相談会場での対応

会場への入場には、当日会場配布する入場整理券が必要です。受付時間内でも入場整理券の配布枚数が上限に達した場合は受付を終了します。申告書と添付書類を作成済、提出のみで済む方は「入場整理券」不要で受け付けます。

来庁の際はマスク着用、手指消毒にご協力ください。会場へ入場する際の検温で37.5度以上の発熱がある方は、入場をお断りさせていただきます。体調のすぐれない方は、来場を控えてください。

所得税の申告が必要な方

①令和4年分の各種所得金額の合計が、配偶者控除・扶養控除・基礎控除・そのほかの所得控除の合計額を超える次のような方

- ・ 商売をしている方(商工業・農業・自由業等の事業から生ずる収入のある方)
- ・ 土地・建物などの賃貸料や権利金等の収入のある方
- ・ 土地や建物などを売った方

還付申告をする方

- ② 給与収入がある次の方
- ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ・ 給与を2か所以上から受けている方
- ③ 令和4年の途中で退職した後、就職をせず、年末調整を受けなかった方

白色申告の方も収支内訳書の添付を

- 白色申告をする方で、事業所得(営業・農業)と不動産所得のある方は、令和4年分の確定申告書を提出するとき、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。申告する際は事前に「収支内訳書」を作成ください。
- ① マイナンバーカード
- ② 持っていない方は通知カード(氏名・住所などに変更が無く、または正しく変更手続きが取られている場合に限り)と運転免許証等顔写真身分証明書
- ③ 給与・年金所得者は源泉徴収票
- ④ 事業(営業・農業)所得および不動産所得のある方は、作成済みの収支内訳書
- ⑤ 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
- ⑥ ※領収書の添付では受け付けられません。
- ⑦ 国民健康保険・国民年金・介護保険・任意継続社会保険の支払いのある方は領収書
- ⑧ ※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書が添付が必要です。
- ⑨ 生命保険料・地震保険料などがある方は保険料控除証明書
- ⑩ 寄附金控除のある方は証明書
- ⑪ 令和4年分に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方は、購入者本人の住民票・登記事項証明書・売買契約書または請負契約書(写し)・金融機関の年末残高等証明書、計算明細書(税務署・市税務課にあります)など
- ⑫ 障害者控除を受ける場合は障害者手帳など
- ⑬ 金融機関の口座番号の分かるもの

申告に必要なもの

確定申告書や住民税申告書等にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。提出の際に、本人確認書類の提示または写しを添付してください。